

岡山県公害健康被害認定審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第45条第3項の規定により、岡山県公害健康被害認定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、公害健康被害に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、保健医療部において行う。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岡山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和56年条例第1号）

(施行期日)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第31号）

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第4号）

(施行期日)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第70号）

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第2号）

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。